# PEIT 東京技術士会報

第二号 未来を拓く技術士集団



2019年4月

	B	次			
東京技術士会便り				 	• 1
巻頭言「10周年記念式典を	開催しまし	た」(二宮孝夫	<del>(</del> ) • • • •	 	• 2
論文「新時代の工場『ミニマ	'ルファブ』]	(二川真士)・		 ٠,٠	• 3
論文「プライバシーマーク取	得の意義と	秘訣」(平泉哲	史) •	 	• 5
技術解説「特許を取得する意	味と意義」	(深澤潔) ・		 • •	• 7

# 東京技術士会便り

東京技術士会は2019年に創立10周年を迎えました。10周年式典を2月14日に開催し、多くの来賓を迎えて盛大に開催できました。さらに多数の会員が関わって作成された10周年記念誌を発行することができました。10周年記念誌は各方面に配布させて頂いております。

業務案件は定期的に発注される案件を 着実に受注し、客先の信用を得てきており ます。毎年、産業交流展に出展し、プレゼ ンテーションを毎回行っております。知名 度認知度は着実に浸透してきました。

今年は役員の改選がありますので、新しいメンバーが役員に参加されることが期待されています。

さて、ここに技術系の記事を含む東京技術士会報第二号を発行します。これも関係する皆様のご支援のたまものと考えております。

東京技術士会は今後も元気に活躍する 技術士集団を標榜し、皆様のお役に立って まいります。

広報委員会 委員長 奥田孝之 副委員長 片上裕紀



# 10 周年記念式典を開催しました 会長 二宮 孝夫

Ninomiya Takao

二宮 孝夫 (にのみやたかお) 二宮技術士事務所 資格:技術士(経営工学) 一般社団法人 東京技術士会 会長



一般社団法人東京技術士会は、平成 20 年12月1日の設立以来10周年を迎える事が出来ました。これもひとえに当会の業務 にご理解を戴き、技術士業務を委託戴きま した皆様のお蔭と感謝する次第です。本項 では当会の業務について説明します。

これまでの主な業務は、通商産業省が中小企業支援として展開する「ものつくり申請」、東京都産業労働局の「2020イノベーションの調査」、東京都環境局の「土壌汚染に関する窓口対応業務」、東京都水道局の「ISO マネジメントシステムの構築」、練馬区、多摩地区自治体などの「工事監査事務局の公共工事監査」等を委託されています。又民間企業からは「ISO認定取得の支援業務」、「福島みらいプロジェクト」及び「サポイン業務」への参加機会を戴いて参りました。当会が10周年を迎えられましたのは全ての皆様方のお蔭と深く御礼を申し上げます。

このような公共事業者が発注する色々な業務は、技術士資格を条件としているとは言え、決して楽に戴けるものではなく、会員諸兄の身を切るような努力で受託出来たものであります。このような受託業務遂行を含めて、当会の活動は Special Interest Group (SIG)「得意技術グループ」を単位として行っています。入札公示された仕様書業務を得意とする SIG が受託希

望を示すと、入札資格を持つ当会が受託し、 SIG が責任を持って業務を遂行して参り ます。この 10 年間で数十件の業務を遂行 しましたが、勿論瑕疵は1件もございませ ん。累計売上高も1億円を超えるところま で来ました。会員諸兄には日頃のご努力に 感謝すると共に、関係者の皆様に心から御 礼を申し上げます。

さて当会の技術士活動の今後ですが、一 つはお客様であります中小企業の方々の 我々への期待で大きいのは、技術的助言と 共に、経営相談・マーケッティングではな いかと思います。この課題に対して技術士 はどのように対処していくか、検討する必 要があります。二つ目は、産業界の技術は、 IT技術を含めて急速に進化しております。 又、20 に及ぶ技術士部門技術も日々変化 進歩しています。例えば近年の甚大な自然 災害に対応することも技術士の重要な業 務と考えます。このような中で、技術士制 度改革について、特に資格の更新制度につ いては、単に海外主要国での更新制度が日 本には不在だからこれを導入するという のではなく、個々技術士が変わりゆく社会 の技術の向上要求を自覚して、技術の研鑽 をして行く考えが不可欠と思います。東京 技術士会は社是に「自律・自立」を掲げて おり、今後とも全員で技術の向上を目指し ていきたいと思います。

### 新時代の工場『ミニマルファブ』

二川 真士 Futagawa Shinji

### 上川 真士

合同会社フォレストラボ 代表 技術士 (機械・総合技術監理部門) 連絡先:

shinji.futagawa@gmail.com URL : https://forestlab.jp/



(要旨)装置やウェーハを小さくし、製造プロセスを共通化・標準化したミニマルファブにより、小さな投資で少量多品種のデバイス開発と生産が可能になる。ここでは、ミニマルファブ構想を実現した装置筐体の開発と、ミニマルファブの最新情報について述べる。

### 1 はじめに

あらゆるものがネットにつながる I o T時代を迎え、使用されるデバイスの種類も飛躍的に増えている。一方、そこに使われるデバイス一種の数としては"少量"であるものが多い。このような少量多品種のデバイスを、誰でも手軽に開発・製造できる、いわばデバイスの 3 Dプリンターのようなオンデマンドの生産システムが、いま必要とされている。これに応えるのが『ミニマルファブ』である。

### 2 ミニマルファブとは

ミニマルファブは、ユーザのニーズに応え、必要なものを必要なときに必要な量だけ作る適量生産を可能にした、半導体の革新的な超小型生産システムである。このシステムは、①ハーフインチ(12.5 mm)径ウェーハ、②装置サイズ30cm幅、③局所



ス、という3つの特徴を持っている。これにより、 投資規模を大幅にコンパクト化し、通常のオフィ ス環境でも、超高品質製造ラインが構築できる。 また、研究・開発用装置と生産用装置が同一の研究 開発直結型のシステムである。デバイスの生涯生 産個数が1個~1万個程度の領域において、従来の メガファブに比べて低コストであり、かつ開発か

ら生産に至るまでの期間が数日~2週間程度と、

クリーン化搬送システムによるクリーンルームレ

開発速度の点で大きな優位性を有する。

### 3 ミニマルファブ装置標準筐体の開発

一見してミニマルファブとわかる洗練された装置外観が、その特徴としてまず挙げられる。一装置が一製造工程に対応するため、外観は同一でも内部構造は装置により多種多様で全く異なる。

筆者は、この標準筐体の初代開発設計を担当した。共通化・標準化と、装置により異なる内部実装という課題を克服するために、通常の半導体製造装置の開発手順とは異なり、筐体寸法および外観デザインを最初に決定し、これに沿って各装置メーカーが内部を設計するという手法を採用した。

これにより、異なる装置でも全て同一のインタフェースで扱えるというミニマルファブの大きなメリットを達成することできた。

#### (1) 装置寸法

装置の幅と高さについては、当初より幅 30cm でラインを構成すること、背の低い人でも装置 群を見渡せることとのコンセプトから、幅 294mm 高さ 1,440mm 奥行 4,500mm とした。

### (2) 装置デザイン

当初よりオフィスに設置しても違和感なく使用できるとのコンセプトがあり、ユーザインタフェースや内部へのアクセス性も十分に考慮し、プロダクトデザイナーと共に熟考を重ねた結果、現状のデザインにたどり着いた。

#### (3) 機能

骨組みとなる内部筐体は、軽量性と強度を両立 させるためにL字フレームの溶接構造とした。 また、装置毎に異なる内部機器レイアウトに柔軟に対応できるよう、一定のピッチで取付穴を多数設けた。外装パネルは、装置組立時やメンテナンス時を考慮し、工具不要で内部へのアクセスが容易な構造としている。

現筐体は初代から数えてほぼ 5 代目と、機能上は進化しているが、寸法および基本デザインは変わっていない。機能的な改良点としては、筐体の密閉性を高めたこと、装置を確実に床に固定するドッキングシステムとのマッチングを図ったことなどが挙げられる。

ミニマルファブはコンセプトを含めた装置デザインが評価され、2014年グッドデザイン賞で『未来づくりデザイン賞』の特別賞を受賞している。

### 4 ミニマルファブの現状

ミニマルファブは、装置開発から徐々にファク

トリー開発に移行 しつつある段階に あり、さらに実用 デバイスが次々に 試作されている。



組織としては、

ミニマルファブの企画立案・標準化推進・装置の認証等を行う一般社団法人ミニマルファブ推進機構と、研究開発と商業展開を行うファブシステム研究会(約150組織)により、開発と実用化が進められている。

平成31年2月現在、前工程必須の27種のプロセス装置の内、24種は商品化されている。開発中のイオン注入は拡散技術で、ポリシリコンCVDはTiNという最先端材料を成膜するリアクティブスパッタ技法で代替されている。開発中のSiNのCVDについては、SiNを使わないデバイス構造を用いる。以上、前工程は十分な実用段階に達している状況である。また、これら開発中の3種については、既存のプロセス装置との併用も可能である。さらに、後工程についても、フルミニマルによるパッ

ケージングに成功している。

平成30年12月のセミコン展示会では、新たに EB露光装置や窒化膜用ミラープラズマ装置、商 用化レベルのイオン注入装置が展示され注目を浴 びた。

一方、ミニマルファブによるデバイス試作も進んでいる。これまでにも、PMOS・CMOSトランジスタや MEMS デバイスなどが、フルミニマル工程で製作されている。さらに、最近では加速度センサや歪センサ、JAXA との共同開発による TiNゲート SOI CMOS プロセスを用いた 4 ビットALU (Arithmetic Logic Unit) の試作チップが試作・検証されている。



商業的には、デバイスメーカーや研究所との共同試作と並行して、ファウンドリ・サービスについても東京・九州・沖縄などで、すでに業務受託したり、または業務計画が進んでいる。ミニマルを活用した FOWLP (Fan Out Wafer Level Package) 試作サービスもすでに開始されている。海外からのアクセスも多く、台湾でミニマルファブ推進機構に相当する団体が立ち上がるなど、海外展開含め徐々に商業的展開がみられる。

### 5 まとめ

ミニマルファブは、巨額投資による規模の競争とは一線を画し、多種多様なユーザ要望に柔軟に対応できる21世紀型のスモールビジネスに適応した工場である。これにより、中小企業や小さなベンチャーでも、カスタム仕様の"マイ半導体"を1個から低コストで作ることができる時代が現実になりつつある。

日本発のミニマルファブが、これまで生産設備の壁に阻まれていた潜在ニーズの引き金となり、 国内のデバイス産業が活性化すると共に、世界の スタンダードとなる日が来るかもしれない。

# プライバシーマーク取得の意義と秘訣

平泉 哲史

Hiraizumi Satoshi

ひらいずみ さとし **平泉 哲史** 技術士事務所代表 技術士(情報工学) プライバシーマーク審査員

連絡先:TEL,E-mail等) calm.spa@ebsas.com



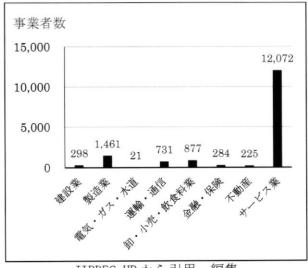
(要旨) Google 社が EU の GDPR (一般データ保護規則) に違反したとして 5,000 万ユーロ (約62億円) の 罰金を科せられたように、企業の個人情報の取扱いに世間の目が厳しくなる一方である。国内ではプライバシーマーク制度が発足して丁度 20年、認定取得企業が16,000 社以上に上るようになった。その取得は難しいのか?の疑問に答え、多くの企業が認定に臨まれることを期待する。

## 1 はじめに

"プライバシーマーク"(以下Pマーク)は、「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム―要求事項」(以下 JIS 規格)を基に 1998年(財)日本情報処理開発協会(以下 JIPDEC)を付与機関として個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者を付与認定する制度が発足し、その後 2003年に初版が制定された「個人情報保護法」との調整を経て今に至っている。2019年2月28日現在(速報で)16,178社が付与認定を受け、上のようなのマークを名刺やWebサイトに掲げている。

# 2 どんな企業が認定を受けてい るのか

JIPDEC が 2018 年 9 月 30 日付けで業種別の P マーク事業者数を下図のように発表している(総 数は 15,969 社)。



- JIPDEC HP から引用・編集-

「サービス業」の中に情報サービス・調査業が6,492 社と多くを数え、全体に対しても40%程を占めている。次に多い「製造業」には出版・印刷関連業が1,253 社含まれており、Pマーク事業者は個人情報のみならず"営業秘密"を守る企業として評価されていることを示している。印刷業界(広告業含む)では、クライアント企業の未公開情報を取り扱うことがあることから、取り分け委託先の情報管理が緻密で、Pマーク事業者以外には発注しないスキームもできつつある。

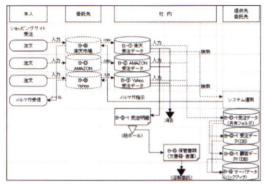
一方、中小企業では"我が社はサーバを設置しておらず、データの一元管理ができていないし、机も煩雑で外部の審査に堪えられない"との嘆きを多くの経営者から聞く。しかし、実際の審査基準では左程高いハードルが設定されている訳ではなく、JIS 規格要求事項を着実に実施することにより認定の取得と維持が可能である。

以下、Pマークの付与認定を受けるために必要なポイントを述べる。

# 3 Pマーク取得のポイント

### ①取り扱う個人情報が特定され、リスク対策が 講じられていること

会社として、個人情報は本人から預かったものという認識が肝要であり、準備作業の端緒である"特定"に漏れがあるとリスク対策・委託先の把握、教育等々に波及し甚大な手戻りを生じさせる。漏れを極力避けるには、個人情報が発生する可能性のある業務について「業務フロー」を起こすとよい。また、作成したフローを業務遂行基準に流用できると一石二鳥になろう。



ここにシステムフロー風の図を示したが、産業能率大方式や NOMA 方式の事務フロー図でも一向に構わない。いつどんな情報が発生し、だれが利用・保管するか、またどの会社に委託しているのかが分かればよい。

往々にして個人情報を"プライバシー"と 混同されることがあるが、"私事の他人に知ら れたくない情報"であるプライバシーと異な り、個人情報は"特定の個人を識別することが できる情報"である。図面から設計を行った人 が判別できれば、その図面も個人情報である。

### ②少量の内部規程にすること

一般的な JIS 規格要求事項を網羅した上で、 リスクアセスメントの結果として講ずるとし た対策を盛り込んだ内部規程が必要となる。こ こで分厚い規程が望まれている訳ではなく、少 量で薄いものであるに越したことはない。

JIS 規格で挙げられている管理策 (要求事項) の分量は 12 ページしかない。従ってマネジメントの階層の複雑な大企業でない限り、内部規程 (5W1H を含んだ手順書) は数 10 ページもあれば十分と考える。併せて、様式の数も 30~40 種類で済ませることは可能であろう。

### ③マネジメントシステムとして PDCA サイクルが 運用されていること

Pマークの運用ルールは、JIS 規格の分野「Q」で示されるようにマネジメントシステムの一つであり、「C」(日常点検、監査、マネジメントレビュー)及び「A」(是正措置)を含む PDCAサイクルを回すことになる。新規の認定には1年を待たず、短期に(2ヶ月等で)1サイクルを実施し申請にこぎ着けることも可能とされ

ている。

2年毎に更新申請が必要で、認定後も毎年「P」 に当たる年度計画の策定に始まり、「D」として 個人情報やリスク対策の見直し、委託先の評価、 法令等の改正に伴う規程の改訂・教育等を行う。 これらの活動をきちんと実施していれば更新 審査で大きな問題は生じない。

# 4 自力で合格できるか

内部規程や様式の雛型が市販されているため、 専門家(外部)の支援を受けず自力で審査完了ま で辿り着けるか、との問いには残念ながら難しい と言わざるを得ない。

例えば、「個人情報の特定」の段階で、"氏名が 書かれた全てを対象"とすると、社員の不在時の 伝言メモ等までが含まれることになり途方もな い種類の情報が網に掛かかり、収拾がつかなくな る。会社としてリスクを負う(管理対象とする) べき個人情報の選別に第三者である専門家の意 見を仰ぐことが手っ取り早いと考える。

またリスク対策についても、JIS 規格には「(リスクへの) "合理的な対策"とは、組織の事業内容又は規模に応じ、経済的に実行可能な最良の技術の適用に配慮することである。」とだけ記されており、"何をどこまでやればいいのか、いくら費用を掛ければいいのか"の線引きが判然としない。万一の場合被害者である本人、広く言えばステークホルダの理解を得られそうなベースラインは知見者から授かる方がいい。

## 5 まとめ

欧州ではGDPRが施行され、Google 社がフランスの当局から高額の罰金を申し渡されたように、個人情報の取扱いに厳しい目が注がれるのは世界の潮流である。一方、Pマーク事業者は、個人情報のみならず一般の情報についても管理が堅い(しっかりした)会社として評価が高まっている。Pマークへの取り組みが社会や取引先の期待に応え、社内のコンプライアンス意識向上のきっかけになっていただければ幸いである。

### 特許を取得する意味と意義

深澤 潔

Fukasawa Kivoshi

### 1. はじめに

特許出願できる状態のとき、特許出願するのがい いのか、しないのがいいのか、議論になることがあ ります。どちらが正解なのでしょうか。特許とはど ういうものなのか、といったところからあらためて 考えてみたいと思います。

### 2. 特許権とは何か

### 2.1 特許権の特性

特許権とは、特許発明内容を公開することを前提 として業として特許発明の実施を専有することがで きる権利です。公開が前提なので、特許権を取得す ることができない内容であっても特許出願すること によって発明内容が公開されます。先ほどの議論は、 まず、このような制度特性を考える必要があります。

ここで特許権の保護対象となる発明は、「自然法則 を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と 言われています。自然法則そのものや経済社会上の 単なる取り決めなどは該当しません。よって、特許 権はものづくり企業に限定される、との誤解が生じ ることがあります。しかし、例えば、食事の提供方 法について特許権が成立しているように (特許 5946491号)、先ほどの定義に該当するものであれば、 ものづくりかどうかは関係ありません。

ただし、特許権は期限付きの権利です。どんなに 長くても、原則的に特許出願から 20 年で消滅しま す。しかも、その間、年金という維持費を支払い続 ける必要があります。

### 2.2 特許権の活用

特許権の活用として以下のものがあります。

• 競合他社排除



(ふかさわ きよし) 勤務先·明立特許事務所

技術士 (航空工学)

弁理士



- 自己実施権の確保
- 実施機会の増大
- 品質保証
- P R

特許権の保護対象は無体物なので、特許発明を 目に見える形で専有することができません。しか し、特許権は土地の所有権と同じように他人の無 断実施を排除できる権利です。この特性を利用し て競合他社の参入を排除します。逆に、特許発明 を実施したい場合には、特許権者からライセンス を受けることによって、実施機会を確保すること になります。また、特許権者にとって、自分だけ では市場を大きくすることができない場合には、 ライセンス先を増やすことによって市場を大き くすることが可能になります。

そして、悪質な模倣を排除することにより、一 定の品質を確保することができます。粗悪品が出 回ることによって良貨が駆逐されてしまうこと がないように特許権を使います。また、特許技術 を有することで競合他社に対する優位性を主張 することができます。

このような活用方法は単にノウハウを秘匿す るだけでは難しい場合があり、特許権があるから こそ可能になるものです。

### 3. おわりに

特許権の取得には費用や時間がかかります。でも 上手に活用できれば、その費用対効果は大きいもの となります。特許を取得する意味や意義は、上述の ような特許権の活用ができるかどうかによります。

御社はどのような活用をお考えでしょうか。



東京技術士会報

Vol2, No. 1

平成31年4月1日

発行日 発行者

一般社団法人 東京技術士会

住所

東京都港区西新橋2丁目8番1号 ワカサビル4F